

## 会 費 基 準 表

法人の部			個人の部		
等級	資本金額	月 額 円	等級	従業員数	月 額 円
1	50 億円以上	9,800	1	70 人以上	1,250
2	30 "	8,400	2	50 "	950
3	10 "	7,000	3	30 "	700
4	5 "	5,700	4	30 未満	500
5	1 "	4,200	(1) 会費の納付は、年 2 回とする。(上半期分 4 月～9 月、下半期分 10 月～翌年 3 月) 但し、個人の部 4 等級は年 1 回とする。 (2) 会費は、毎年 4 月 1 日現在の資本金又は従業員数による。但し、年の途中入会者は、入会時の現況による。 (3) 支店・出張所は、個人の部の基準による。 (4) 指導部会員は、法人の部 15 級による。 (5) 青年部会費は年額 1,200 円とする。 (注) 青年部会費は、部会が実施・運営する事業費として支出する。 (6) 管内に複数の支店等を有する法人会員のうち、(議決権を有しない) 支店の会費は、賛助会費として、各支店一律年額 6,000 円とする。 (7) 上記の会費(法人会費、個人会費及び青年部会費、賛助会費を含む)については、その 20%以上を公益目的事業を実施するための費用として使用し、残余の金額については共益事業会計又は法人会計に繰り入れるものとする。		
6	8 千万円以上	3,500			
7	5 "	2,900			
8	3 "	2,350			
9	1 "	1,900			
10	8 百万円以上	1,500			
11	5 "	1,250			
12	3 "	1,000			
13	1 "	800			
14	50 万円以上	650			
15	50 万円未満	500			

1 平成 27 年 4 月 1 日 改定

2 本会費基準は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

◇入会のお申込み・お問い合わせは、中京納税協会事務局におたずねください◇

TEL : 075-823-7755